津

商



### 金融情報

相談所コーナー

#### 新型コロナウイルス感染症に 関連する特例制度のご案内



令和2年4月1日現在

	制度名	貸付限度額	使途	返済期間	利率	申込先
日本政策金融公司	経営改善貸付 (金利引下げ)	別枠 1,000万円	運転 設備	7年以内 10年以内	当初3年間:0.31% 3年経過後:1.21%	
	※経営改善貸付は、無担保・無保証人融資制度です。(通称:マル経融資) 融資対象者は、下記の要件を全て満たした方のみとなります。 ①コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ②原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方 ③最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方 ④常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方 ⑤所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方					
	新型コロナウイルス 感染症特別貸付 対象者:コロナウイル 売上高が前年または前				当初3年間:0.46% 3年経過後:1.36% 無担保、据置は5年以內	E E
庫	【特別利子補給制度について】 新型コロナウイルス感染症特別貸付けを受けている方であり、下記のいずれかの要件に該当する方は、後日、利息部分について、いわわゆる利子補給の制度が政府において設けられることになっており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用頂けます。 ①小規模事業者(個人) :要件なし ②小規模事業者(法人) :売上高▲15%減少 ③中小企業者(①、②以外):売上高▲20%減少					
新潟	経営支援特別融資	3,000万円	運転	10年以内	1.5%~2.2% (保証料補助あり)	各金融機
市		相談窓口:秋葉区役所産業振興課 商工観光係				
新潟県	新型コロナウイルス 感染症対策特別融資	5,000万円	運転	10年以内	1.15%~1.75% (信用保証利用)	各金融機関

#### 補助金情報

## 販路開拓などをお考えの小規模事業者の皆様へ!

# 〈小規模事業者持続化補助金公募開始のお知らせ〉

小規模事業者持続化補助金は小規模事業者が経営計画に基づ いて行う、各種販路開拓(チラシ作成・ホームページ作成・店舗 改装・展示会出展・商品開発等)、業務効率化(ITの利活用等) に係る費用について50万円(補助率2/3)を上限に補助します。 補助金の申請にあたっては、商工会議所へ事業支援計画書の 作成、交付を依頼する必要があります。

1. 受付締切日 第2回締切 2020年6月5日(金)

(事業支援計画書の作成依頼は5月20日 までにお願いします。)

2. 採択結果公表

- 2020年8月頃(第2回締切分)
- 3. 補助事業期間
- 採択通知後から2021年3月31日(水) まで
- 4. 補助対象者 常時使用する従業員が20人以下の小規模 事業者(商業、サービス業は5人以下)
  - ※新型コロナウイルス感染症により経営上 の影響を強く受けた事業者に対する政策 加点が追加されています。

(但し、市町村発行の売上減少証明書が必要)

- **5. 補助上限額** 50万円(補助率2/3)
  - ※認定市町村による特定創業支援等事業の |支援を受けた小規模事業者は100万円 が上限になります。また、複数の事業者 が連携して取り組む場合は補助上限額が 100万~500万となります。
- 6. 公募要項等 公募申請書等はホームページを参照下さい。 → http://r1. jizokukahojokin. info/

本補助金の申請には応募事業者が商工会議所の支援を受け ながら「経営計画書、補助事業計画書」等を作成し、商工会議 所が作成する「事業支援計画書」の交付が必要となります。 締切間際の場合には対応できないこともありますので、応 募される事業者は早目に当所経営指導員までご相談下さい。

り会がした。 式年 gを盛大に送 つわれ会員同っ た。その後アー 卒業され 戦所青年 、は新津 Ó 会 日 金



る加芸 修講 所青年部 橋直 トラク 士 は更 藤 克己君 業所 なる親 修事 彐 送年 会の 睦を深 や記念品の贈 卒業 を 宴し の授

働 き 方 改 革

# 時間外労働の上限規制

※中小企業は2020年4月1日より施行

#### <法改正のポイント>

ですか

- ○時間外労働(休日労働は含まず)の上限は、原則として、月45時間・年 360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることは できなくなります。(労働時間・休日に関する「原則」は変わりません)
- ○臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合でも、
  - ·時間外労働 · · · 年 7 2 0 時間以内
  - ·時間外労働+休日労働(通年)···月100時間未満、

2~6か月平均80時間以内

- ○原則である月45時間を超えることができるのは、**年6か月**までです。
- ○法違反の有無は「所定外労働時間」ではなく、「法定外労働時間」の超過時 間で判断されます。
- ※所定労働時間…労働者が働くこととなっている時間。始業時間から終業時 間までの時間から休憩時間を引いた時間の事。
- ※法定労働時間…労働基準法第 32 条に規定されている労働時間の事。 (週40時間、1日8時間)

#### 【無料相談窓口】

新潟働き方改革推進支援センター 0120-009-229

※都道府県労働局、労働基準監督署でも相談支援を行っております。

#### 令和2年度の雇用保険料率について

#### ~令和元年度から変更ありません~

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの雇用 保険料率は下表のとおりです。

事業 の種類	①労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3 /1,000	6 /1,000	9 /1, 000
農林水産・ 清酒製造の事業	4 /1,000	7 /1,000	11/1,000
建設の事業	4 /1,000	8 /1,000	12/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水 面養殖および特定の船員を雇用する事業については一 般の事業の率が適用されます。

リピーター率70%以上

痛いところに塗ればいい!! 魔法のクリーム、塗るグルコサミン





会員企業を全力で支援・サポートします!

# ★ 新津商工会議所

~会員になって商工会議所を活用しよう!~

〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町3丁目1番7号 TEL: 0250-22-0121 FAX: 0250-25-2332 URL: http://www.niitsu.or.jp/ E-mail: n-cci@fsinet.or.jp 不用品・廃棄物の処理ならお任せ下さい!!

廃棄物の適正処理やリサイクル水環境整備で皆様のお役に立ちます

(有)新津清掃社 ¢ 0250-23-1401 新潟市秋葉区川口 580 番地 23

各種廃棄物の収集処理 浄化槽維持管理 解体工事 草刈 害虫駆除

(株) ワーク **C**0250-24-5383

新潟市秋葉区小口 415 番地 1